

新型コロナウイルスに関する学校や児童生徒のお休みのガイドライン

【登校の判断】

児童生徒や同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる時は、かかりつけ医等に相談をしてください。新型コロナウイルスに感染しているかどうかを確認するための検査（PCR・抗原）を受ける時は（同居の家族が受ける時も）**登校できません**。その場合、「出席停止*」となります。

*出席停止により休んだ期間は、欠席扱いにはなりません。

状況	検査対象者		登校	出席停止期間等
	児童生徒	家族		
①発熱等の風邪の症状があり、検査をする場合	●		×	検査結果が出るまでは、出席停止。 ※陽性が判明した場合、保健所等に指示された療養期間中（発症日を0日目として10日間）は出席停止。 ※陰性が判明した場合でも、症状が治るまでは出席停止の扱いができます。
		●	×	検査結果が出るまでは、出席停止。 ※陽性が判明した場合、児童生徒は濃厚接触者となります。感染者の発症日または感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間出席停止。（6日目から登校できます） ただし、別の家族が続いて発症した場合は、改めてその発症日を0日目として、5日間出席停止。 ※陰性が判明した場合でも、家族の症状が治るまでは出席停止の扱いができます。
②濃厚接触者となり、検査をする場合	●		×	感染者と最後に接触した日を0日目として、5日間出席停止。（6日目から登校できます） ※陰性が判明した場合でも、5日間は出席停止。
		●	×	検査を受けることになった日から、検査結果で陰性が判明するまでは、出席停止。
③学校や勤務先等で感染者が確認され、自分や勤務先の判断で検査をする場合	●		○	濃厚接触者でないため登校できますが、検査結果で陰性が判明するまでは出席停止の扱いができます。
		●	○	濃厚接触者でないため登校できます。

【休校、学級・学年閉鎖の判断】

※濃厚接触者の有無等が特定され、消毒作業が完了し、安全が確認された後、学校を再開します。

状況	区分	出席停止期間等
学校で感染者が確認された場合	休 校	クラスターと判断した場合は感染状況により、休校となる場合があります。
	学級閉鎖 学年閉鎖	感染の広がりや教育活動の状況により、感染した児童生徒が登校した最後の日を0日目として、3～7日間程度、学級閉鎖または学年閉鎖となります。

※上記の日数はあくまでも目安です。感染状況や感染者との接触期間によって変わることがあります。